

第3回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月26日 午後3時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について
(3件)
 - 日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(所有権移転1件)
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分2件)
 - 日程第6 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について
(2件)
 - 日程第7 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(賃貸借11件)
 - 日程第8 議案第6号 令和6年度最適化活動の目標設定等について

4 出席
委員

1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
4番 田中昭一	5番 高橋 智	7番 西田勝敏
8番 佐藤弘之	9番 河端英利	10番 松田一博
11番 橋口善一郎	12番 青山佳代子	13番 奥野宏栄
14番 中道雅彦	15番 北川正則	

5 事務局
説明員

局長 青木祐次	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和6年第3回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第3回総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第3回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
5番 高橋委員、7番 西田委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

 議案の2ページをお開きください。

 1番、貸主は栗山町字大井分の■■■■氏、借主は山形自治区の■■■■でございます。

 土地の所在は、山形413から429-1の2筆の田と1筆の畑で、合計面積は18,920㎡です。

 議案資料の1ページをお開きください。

 『解約通知書』については、3月12日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

 議案の2ページをお開きください。

2 番、貸主は山柵自治区の[]氏、借主は熊本自治区の[]でございます。

土地の所在は山柵 835・842 の 2 筆の田で、合計面積は 43,224 m²です。

議案資料の 2 ページをお開きください。

『解約通知書』については、3 月 12 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の 2 ページにお戻りください。

3 番、貸主は古山自治区の[]氏、借主は同じく古山自治区の[]でございます。

土地の所在は、古山 857-1 から 859-5 の 3 筆の田で、合計面積は 4,230 m²です。

議案資料の 3 ページをお開きください。

『解約通知書』については、3 月 13 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。なお、3 件とも 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については、当農業委員会として適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めます。

[REDACTED]

議長 それでは、議案第2号の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』
農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。
本件は、所有権移転1件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりません、全ての要件を満たしているものと判断されます。

それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は山形 646-1・659 の2筆の田で、合計面積は6,256 m²です。

譲渡人は、由仁町東栄の [REDACTED] 氏、譲受人は同じく山形自治区の [REDACTED] です。

申請理由は、譲渡人は、所有地が耕作できないため売却するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第3号について、ご説明いたします。

議案の6ページをお開きください。

本件は、耕地改良及び砂利採取に伴う一時転用申請2件であります。

1番ですが、申請者は、土地所有者である岩内自治区の■■■■氏で、事業実施者は、栗山町字継立の■■■■です。

事業実施場所につきましては、岩内 2706 の1筆の田で、転用面積は 19,127 m²です。

転用期間は、令和6年5月20日から令和7年5月19日までです。

なお、立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、今回は一時転用ですので、特に問題がないものと判断しております。

また、一般基準におきましても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、議案資料の5ページ、6ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の7ページをお開きください。

申請地は、道道夕張長沼線の南側にある農地で、白線で囲まれた場所が今回の対象農地となっております。

議案の6ページにお戻りください。

2番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の■■■■氏で、事業実施者は、由仁町川端の■■■■です。

事業実施場所につきましては、東三川 2361・2362 の 2 筆の田で、転用面積は 20,892 m²です。

転用期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までです。

なお、立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、今回は一時転用ですので、特に問題がないものと判断しております。

また、一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、議案資料の 7 ページ、8 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の 8 ページをお開きください。

申請地は、町道吉本線の北側にある農地で、白線で囲まれた場所が今回の対象農地となっております。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、3 月 12 日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第4号について説明いたします。

本件は2件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになります。

それでは議案10ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は山形442から451の4筆の田と1筆の畑で、合計面積は37,453㎡です。

あっせん申出者は、札幌市豊平区の■■■■氏です。

本件は2月14日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、山形自治区の■■■■を予定しております。

議案資料9ページをご覧ください。

農地は、山形地区の町道近野線の南側にある、あっせん申出地①から④の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■■■ 円で、合計 ■■■■■ 円です。

議案 10 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は岩内 1863 から 1869 の 6 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 108,468 m²です。

あっせん申出者は、岩内自治区の ■■■■■ 氏です。

本件は 2 月 14 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、岩内自治区の ■■■■■ 氏を予定しております。

議案資料 10 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の町道七万坪線の西側にある、あっせん申出地①から⑧の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①と②の畑が 10a あたり ■■■■■ 千円、あっせん申出地③と④の田が 10a あたり ■■■■■ 円、あっせん申出地⑤から⑧の田が 10a あたり ■■■■■ 円で、合計 ■■■■■ 円です。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 4 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 4 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第 7、議案第 5 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 5 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 5 号について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借が 11 件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の 3 月 28 日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案 12 ページをお開きください。

1 番から 6 番については、1 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

1 番ですが、土地の所在は岩内 2158 の 1 筆の田で、面積は 22,519 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 4 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の岩内自治区の ■■■■■ 氏です。

2 番ですが、土地の所在は岩内 2159 の 1 筆の田で、面積は 7,227 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 4 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の岩内自治区の [REDACTED] です。

3 番ですが、土地の所在は西三川 723 から 730 の 4 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 28,088 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 4 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の西三川自治区の [REDACTED] 氏です。

4 番ですが、土地の所在は新光 235 の 1 筆の田で、面積は 34,977 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 4 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の [REDACTED] 氏です。

以上で、議案第 5 号の 1 番から 4 番の説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 1 番から 4 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 5 号の 1 番から 4 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 5 号の 1 番から 4 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第5号の5番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めます。

[REDACTED]

議長 それでは、議案第5号の5番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 5番ですが、土地の所在は新光 236-1・237-1 の2筆の田で、
合計面積は18,897 m²です。
賃貸借期間は、令和11年2月4日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。
貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の下古山自治区の [REDACTED] 氏です。
以上で議案第5号の5番の説明を終わります。

議長 議案第5号の5番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の5番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の5番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第5号の5番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、 [REDACTED] に報告します。

議長 議案第5号の6番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めます。

[REDACTED]

議長 それでは、議案第5号の6番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 6番ですが、土地の所在は新光359から367の4筆の田と1筆の畑で、合計面積は40,492㎡です。
賃貸借期間は、令和11年2月4日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。
貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] 氏です。
以上で議案第5号の6番の説明を終わります。

議長 議案第5号の6番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の6番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号の6番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第5号の5番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、 [REDACTED] に報告します。

議長 それでは、議案第5号の7番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査

7 番ですが、土地の所在は山形 428-4 から 429-5 の 1 筆の田と 4 筆の畑で、合計面積は 14,467.68 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、栗山町字大井分の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] で新規の案件です。

8 番ですが、土地の所在は山柵 835・842 の 2 筆の田で、合計面積は 43,224 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山柵自治区の [REDACTED] 氏、借主は、本三川自治区の [REDACTED] で新規の案件です。

9 番ですが、土地の所在は古山 857-1 から 859-5 の 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 10,334 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古山自治区の [REDACTED] 氏で新規の案件です。

議案 12 ページをお開きください。

10 番ですが、土地の所在は東三川 1260-1 から 1260-5 の 4 筆の田で、合計面積は 5,849 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、由仁町三川泉町の [REDACTED] 氏、三重県鈴鹿市の [REDACTED] 氏、借主は、川端自治区の [REDACTED] 氏で新規の案件です。

11 番ですが、土地の所在は東三川 3072・3073 の 2 筆の田で、合計面積は 45,211 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、川端自治区の [REDACTED] 氏で新規の案件です

以上で、議案第 5 号 7 番から 11 番までの説明を終わります。

議長 議案第5号7番から11番までの内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号7番から11番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号7番から11番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第8、議案第6号『令和6年度最適化活動の目標設定等について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第6号『令和6年度最適化活動の目標設定等について』
令和6年度最適化活動の目標設定等を策定したので、その承認の決定を求めるものでございます。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主査 議案第6号について、ご説明いたします。
本件については、令和6年度の最適化活動の目標や活動計画を定めるものであり、本日この総会で決定後、4月に町のホームページで公表するとともに、北海道に提出することとなっております。
それでは、内容について説明をいたしますので、議案資料の11ページをお開きください。

(資料により内容説明)

以上で議案第6号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第6号については、提案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第6号については、提案のとおり決定しまし
た。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたし
ましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会
後引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございません
か。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16 時10分)

議事録署名委員

5 番

高橋 智



7 番

西田 勝敏

